令和２年度第４回

立川市計画策定等調査検討会会議録

令和２年 10 月 19 日（月）

立川市福祉保健部介護保険課

■　日時：令和２年 10 月 19 日（月曜日）午後３時 02 分～午後４時 26 分

■　場所：立川市役所　２階　208・209会議室

■　出席者：　（敬称略）

◎	日本社会事業大学　教授	下垣　光
○	りは職人でい	南雲　健吾
	社会福祉法人立川市社会福祉協議会	鉢嶺　由紀子
	至誠特別養護老人ホーム	鈴木　篤
	市民公募（第１号被保険者）	西村　徳雄
	市民公募（第２号被保険者）	宮本　直樹

［　職員　］

保険医療担当部長	吉田　正子
介護保険課長	白井　貴幸
介護保険課介護給付係長	竹内　亜喜
介護保険課介護保険料係長	山口　智子
介護保険課介護認定係長	渡部　光生
介護保険課事業者係長	高瀬　邦也
介護保険課介護給付係	皆村　拓哉
高齢福祉課長	小平　真弓
高齢福祉課業務係長	久保田　耕一
高齢福祉課在宅支援係長	石垣　裕美
高齢福祉課介護予防推進係長	杉山　裕一
高齢福祉課地域包括ケア推進係長	伊藤　和香子

［　コンサルタント　］

（株）総合環境計画	白江　真二
	福井　瑠栞

午後３時 02 分　開会

【１ 開会のあいさつ】

○会長　定刻を少し回ったが、第４回の計画策定等調査検討会を開催する。それでは、初めに事務局から資料の確認をお願いする。

【２ 資料確認】

○介護給付係長　それでは、本日の協議、報告事項に関わる資料の確認をさせていただく。初めに、事前にお配りした資料で、本日ご持参をお願いした資料１　「第５章介護保険事業に関する見込み」、資料２　「第１号被保険者の保険料について」は差し替えさせていただく。

また、本日配布の資料３「基本目標８、介護保険料制度の適正な運営について（第４章）《抜粋》」、資料４　「第８期介護保険事業 給付費等推計資料」と共に、全部で４点配布させていただく。冊子『立川市高齢者福祉介護計画』を含めて、お手元にない資料は申し出ていただければと思う。

議事録作成のため発言をされる委員は挙手をしていただき、会長から指名をされた後に、ご発言をお願いしたい。事務局側は、役職名を申し上げた上で説明等をさせていただく。事務局からは以上となる。

【３ 基本目標８　介護保険制度の適正な運営について（第４章）】

○会長　それでは次第に従い進めさせていただく。はじめに、協議事項 基本目標８ 介護保険制度の適正な運営について、協議をさせていただく。事務局から説明をお願いする。

○事業者係長　資料３　「基本目標８ 介護保険制度の適正な運営について、（第４章）《抜粋》」を、お手元にご用意いただきたい。第３回計画策定等調査検討会の中で、様々なご意見をいただいた。その後、介護保険課で見直しをしたものをご説明させていただく。

まず、今回お配りさせていただいた書類の中で、（１）介護人材の確保・育成に、「定着」を追加させていただく。市内の介護サービス事業所に対し、介護職員初任者研修や実務者研修の受講費用を助成するほか、東京都が実施している人材確保のための事業等について周知を図るなど、人材確保事業について立川市として実施可能な取り組みを展開していく、とさせていただく。基本施策の概要ということで、どういったことをするのかを、施策レベルでまず記載させていただく。質の高い介護サービスを継続的に提供するため、介護人材の確保、育成、定着に向けた施策を実施する。また、介護現場のマネジメント改革について、市として可能なことに取り組むとさせていただく。現状としては、東京都が介護人材を確保するために実施している介護職員資格取得支援事業等について、立川市のホームページを活用して周知を図り、窓口でパンフレット配布を行っている。また、国が実施する介護支援専門員試験の案内配布や、東京都が主催する介護支援専門員等を対

象とした研修の案内や申し込み等も行っている。このほか、介護職員処遇改善加算について、立川市のホームページを活用して、事業所に手続き等を案内している。

令和３年度からの方向・目標については、まず市内の介護サービス事業所に対して、介護職員初任者研修及び実務者研修の受講費用を助成するほか、東京都が実施している人材確保のための事業等について周知を図るとさせていただいた。

今年度から、介護職員の初任者研修に関する受講費用の助成を、市内の事業者に対して始めたところである。今後の予定としては、これを実務者研修まで枠を広げていく考えである。

次に、ハローワーク立川が主催する、介護職員就職説明会、面接会等に協力するということで、ハローワーク立川の担当者の方と先日連絡を取った。今後、立川市のほうで何か協力することがあればということで話をさせていただいた。周知などを想定している。

次に、介護人材の確保、育成に向けた介護支援専門員を対象とした研修を継続して実施する。これは現在行っていることを、継続して行うものである。

次に、介護離職を防止するための説明会、もしくはセミナー等を開催する。介護離職の１つの理由として、平成 30 年ぐらいから、厚労省でもカスタマーハラスメントを大きく取り上げている。来年予定されている制度改正においても、厚労省のほうで、新しい対応を出す見込みがあるので、説明やこの分野に精通している方をお招きして、セミナー等を開催することを考えている。

最後に、介護職員の身体、精神的な負担を軽減し、介護の質を維持しながら、効率的な業務運営ができるように、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の開設について、東京都の補助制度を活用し、センサーや ICT 機器の購入費用、求人広告費等を助成する、とさせていただいた。

他に活用できる補助制度がないかということを、今後もよく調査し、可能な範囲で助成を行っていきたいと思っている。以上となる。

○会長　ただ今の説明について、意見等があるか。

○Ａ委員　今のご説明から、現状のところに比べて、方向、目標が飛躍的に良くなっているという印象がある。逆に言うと、現状があまりにもやらなさ過ぎだと言いたくなる。しかし、大変前向きに色々なことに取り組んで、しかもこれらは一つ一つ、功を奏すのではないかと感じる。大変良い内容に書いていただいている。

その中で確認だが、助成を行うというのが二つほどあるが、この中途半端な、少しあったでは、なかなか効果が出ないのではないか。いくらかかるところを、いくら助成する。何割ぐらい助成するのかというところを、見通しが見えていれば教えていただきたい。

もう一点、介護離職の防止については大事なことだと思う。そうとは言え、様々な介護職の方もライフサイクルにより、いったん職を離れたという人がいると思う。そういう人

の中には、技術面や経験、介護に対する思いがすごく充実している人もいるはずなので、いずれ復帰する、復職する局面があると思う。復職がしやすくなるような、復職支援というのは、この中に含まれるのか。それとも、そこに向けて何か手が打てたら良いのではないか。その２点をお願いする。

○会長　説明をお願いする。

○事業者係長　まず、１点目で、今後の見通し。どれぐらい補助制度に関して実績を残せるかについて、今のところ、介護職員初任者研修については、大体 10 件から 25 件を見積もっている。ただ、周辺市の実績を見ると、そこまではないのが現状である。だが、介護サービス事業所に周知することにより、同じ制度を継続して担当者が利用し、拡充していこうという事業所がいくつかあると予想されるので、いったん定着すれば、これはある程度の実績が残せると考えている。また、第８期で始めるものを前倒しして今年始めた。実際やってみないとわからないこともあり、いろいろなご意見を事業所からいただいている。来年はいろいろなことを調整すれば、さらに実績が上がると考えている。その延長線上として実務者研修に関しても枠を広げていくということを考えている。

職員に対して研修費用を出している事業所は、この補助制度があれば、持ち出しでいたのが補填される。逆に今までそういった経費を持っていない事業所からすると、限度額は 10 万円だが、その枠内であれば 10 分の 10 補助するので、そういった形で広がっていくのではないかと思う。

東京都など、他の助成制度があるが、いろいろな要件があり、それを活用できない事業所が存在することが今回、わかった。それなので、東京都がやっている事業の隙間を埋めるものとして考えている。

もう一つ、ICT に関しては、今年８月に開所したグループホームがこの補助金を活用して、「眠り SCAN」というシステムを導入した。それはパソコンやスマートフォンで、１ユニット９名のグループホームが、各部屋の入居者の方が今、寝ているか起きているか、起き上がればセンサーが反応し、画面上でベッドから起き上がっていると表示される。また、入居者の心拍数も測定しており、異常値になるとアラート、警報が鳴るようなシステムになっている。こういった機器の導入が、夜間の介護職員の負担軽減につながっている事例がある。今回の計画において、看護小規模多機能型居宅介護の整備を認めていただければ、そこの開設にあたって補助金を助成できる。また、求人広告についても、開所のときに補助金を用いての助成を検討している。

あと、東京都の補助制度、人材確保の分野で、ICT 活用に関して補助金が活用できないか、今、問い合わせをして回答待ちである。その中で活用できるものがあれば、積極的に導入していきたい。

また、再就職については、介護職員の方のライフサイクル、例えば出産や親の介護など

でいったん離職なさる方に対して何か補助ができないか。補助というか、市として何か取り組みができないかということだが、現段階で、今回、提示させていただいたものの中には、そこについては特に載せてはいない。何か活用できるものがないかを再検討して、もし可能なことがあれば、また配布させていただきたいと思う。以上となる。

○会長　今の話を受けると、かなり踏み込んで、介護離職を防止するための説明会と書かれたところを、できれば復職するための支援というのも、並列的に何か書けないか。１つでも良いから、復職支援セミナー等があればと思う。

立川市は、保育士の件に関しては、復職支援等については特にしていないのか。保育士も足りないと、かなりの騒ぎだとどこでも聞いている。

○事業者係長　保育士に関して、復職についての施策を行っているかは確認しておらず、すぐにはお答えできない。復職というよりも、子育てに関しては、保育園の入所判定において、保育士に対し加味されるような制度がある。そこについて、介護のほうも拡大できないかは、担当係長に問い合わせしたところ、すぐにというわけにはいかないという回答であった。今後、そういった意見が上がっていることは、立川市の中で伝えていきたいと思う。以上となる。

○会長　看護師や保育士など、結構パイが大きいところの復職支援とも一緒にやれると良い。あるいは別個でも良い。何かそういうことに１歩踏み出せるといいと思う。他の委員にも、是非ご意見いただきたい。

○Ｂ委員　初任者研修の費用の 10 割補助は大変ありがたい。もう一歩進んで、最初に７万から８万円ぐらい普通かかる。それを小金井市は無料で研修を実施すると、最初から立て替えなくていいことを、市長がホームページで出した。

インパクトがすごくあり、今見たら削除されているので、20 名枠が埋まったのかもしれない。最初、７万円出すことがすごく大変である。３カ月後にはいただけるが、無料で実施することも、今後考えていただきたい。

○事業者係長　手元の資料で確認していますが、いったん費用負担をするのも、事業所にとっては大変だと理解した。

この部分については、導入するときに研修を受ける前に補助金を出すなどいろいろと検討した。しかし、今回のこの取組というのは、あくまでも研修を終えて、かつ立川市内の介護職員として３カ月従事をしていただくということを条件に加えている。

最初に例えば７万、８万円を出すという方法も可能だが、申し上げた条件を満たさなかった場合には返還していただく形になる。なるべく事務の負担を減らすことを考えた上

で、今回は要件を満たしてから補助申請をしていただく方法にした。ただ今後、要望をお聞かせいただきながら、よりよい方向に進めたいと思う。以上となる。

○会長　他に意見等があるか。少し踏み込んできたが、Ｃ委員、この資料３についてご意見をいただきたい。

○Ｃ委員　Ｂ委員がおっしゃったように、負担ゼロというアピールがホームページに大きく出されると、非常に反応が良くなると思う。やはり、そういうことがきっかけになるところがある。立川市が、助成についてのアピールをどれだけされるかによって、非常に効果が違ってくると感じる。

それがどれだけ効果を生むかが大事なので、どういう形でアピールをしていくかが鍵になると思う。以上となる。

○会長　他に意見等はあるか。

○事業者係長　まず介護職員初任者研修について、こちらのほうから事務手続きの冊子をお送りした。色々と事業所から質問をいただいた。年度中にQ&Aを出させていただきたいと思っている。その中で、今、教えていただいたように、例えば10割負担ということを、わかりやすく周知させていただきたいと思う。以上となる。

○会長　３、４点申し上げたい。　まず前提として、これが第８期で、第９期になったら改善するとはとても思えない。人材確保のことは、残念ながら悪化するとしか思えない。相当な覚悟が必要だと思う。

ということは、２点目になると、常に見直しが必要である。大変だが、第８期の事業はこれです、で終わりにせず、この期間中も何か検討して、緊急的にできるとか、追加できることがあったらやるということを考えていたほうが良いと思う。また、人材確保室、対策室のようなものが本当に別個あっても良いと思う。１担当で終わりにしないでやるぐらいの覚悟はないと、介護を担う人がいなくなる危険性があると思う。

今回書かれていないが、養成校の教員としては言いにくいが、外国人の方にも定着してもらうための案も事業者と一緒に考える。厳しい言い方だが、外国人の方にも入っていただくための工夫も、今後、要検討ではないか。

また、きめ細やかにやることも、今後の検討課題ではないか。職種によって離職や復職に関してのニーズが同じわけではないと思う。全部一括りにせず、そこら辺のところをきめ細やかにやれる工夫を考えていかなくてはならないと思う。というのは、研究でもあるが、離職とか復職の要因の中に、労働環境の整備がある。短時間や不正規でも働きたいという人たちもいるが、条件が合わない場合もある。働きやすい環境づくりは、デイサービ

スと特養で全然状況が違う。きめ細やかさというのは、それぞれの事業者や事業特性を組み合わせた対策である。もちろん、事業所の労働環境そのものの改善も必要となる。それに合わせて何ができるだろうか。そういう意味で言うと、復職支援のセミナーや説明会等も、取りあえずまず試してみながら、いろいろなパターンに合わせて、いずれできるようになってきたら良いと思う。

最後に、一般市民向けという要素だけではなく、介護に関係する人たちにも積極的な広報をかけたりするなど、ぜひ意識していただきたい。介護の仕事をするならば立川と思ってもらえるように、ホームページや広報活動をぜひ頑張っていただけたらと思う。多分、何をやってもそれでは不十分になる恐れがあると思っている。トントンで何とかやっているが、入学者はどんどん減っている養成校の話はすごく多い。だから、初任者研修をやっても人が集まらないパターンになるとは思う。それにめげないでやっていけたらと思う。以上となる。

Ｄ委員、意見はあるか。

○Ｄ委員　今、会長を始め、皆さんがおっしゃったことと、大体同じです。せっかくいい施策、方向、目標を掲げられているので、その効果が上がるような、メリットのある、インパクトの高い周知、それを考えてやっていただけると、より効果が上がると思う。

Ｂ委員がおっしゃったように、先に無料にしますよと言うと、受け取り方でインパクトが違ってくる。それをどうやれば一番伝わるかなどを考えられると、より効果が上がるのではないかと思う。以上となる。

○会長　他に意見はあるか。

○Ａ委員　昔、立川市で看護学校を経営していたとき、市の財源をかなり投入して看護師を多く生み出していた。しかし、卒業生はみんな立川市の外へ行ってしまうという状況があった。それが非常に悩ましいところで、それだけが理由ではないが、看護学校を閉校したことを思い出した。

立川市の駅周辺は、専門学校等が大変集積している場所である。専門学校でどれだけ介護人材を生み出しているのかを、あんまり聞いたことがない。そういうものをどの程度把握されているのか。

立川で学んで、その人たちをなるべく立川で働いてもらえるような施策等があれば、立川で働いてもらえる人が増えるのではないか。そういう発想や取組を検討されたことがあるかどうか。また検討の余地があるかどうかを、お聞かせいただきたい。

○事業者係長　市内の専門学校は３カ所あり、今年の状況について、４月と５月はコロナの影響で休校、６月から７月にかけて募集を再開したとのこと。

現状は、一つ一つの受講コースが、今まで 18 名定員だったのを 12 名くらいにし、密にならないようにしているが、東京都が実施している既存の補助事業の影響もあり、募集をするとすぐ埋まってしまう状況ではあるが、12 月頃の新規の講座に関して申し込みに空きがあるとのこと。

今回、この立川市の制度を周知したところ、いくつかの事業所が 12 月の受講を目指して動いていたようで、ただ、実際どれぐらい、立川市のこの制度が活用されるかは、現時点ではまだわからないのが現状である。

事業所に対し、介護職員初任者研修受講費用の助成をすることにより、例えば近隣の市に住んでいる方でも、立川市で、ある一定期間従事すれば、補助金を出すことになる。広域から立川市になるべく人が集まることを意図していることは各事業所に説明している。いろいろ指摘いただいた中で、そういったことが、立川市が作成した手引きにおいて伝わりにくくなっているが、今後は Q&A に記載するなど、周知を図りたいと思う。以上となる。

【４ 介護保険事業に関する見込みについて（第５章）】

○会長　引き続き、報告事項（１） 介護保険事業に関する見込みについて(第５章)について、事務局からの説明をお願いする。

○介護給付係長　本日、差し替えをさせていただいた資料１「 第５章 介護保険事業に関する見込み」という、中とじの資料をご用意いただきたい。もう一つ、資料４は、この推計について、伸び率を記載している。こちらは後で目を通していただけばと思う。

第８期計画の利用者数や、給付費の見込み額について、国から自治体ごとに、第１回目の集計結果を提出するように言われた。お手元にお配りした資料の集計結果を提出した。これは８月末の実績を元に、見える化システムを活用し、自然体の推計を行った数字になっている。令和 22 年度だが、国の指示により今回から、団塊ジュニア世代が高齢者となる将来推計を行うこととなったため、追加になっている。

なお、こちらの利用者数や給付費の推計については、これから何度も修正することになる。今回の資料、下線が付いた数値は、参考としてご覧いただければと思う。本日の資料については、この場だけの資料とさせていただき、取り扱いにはご注意いただきたい。

では中身の説明をさせていただく。最初に２ページ目、第１号被保険者数についてである。令和３年度以降も微増を続けるという推測になっており、引き続き後期高齢者の割合が増加していくということになっている。

次に３ページ目、要支援・要介護認定者について、認定者数は被保険者数から割り出しており、令和５年度の認定者数が 9448 人になると推計している。現在より 1000 人ぐらい増加すると見込んでいる。

次に、５、６ページ、サービス利用者数についてである。ここには介護保険および地域

支援事業の１カ月当たりのサービス平均利用者数について、第７期の実績と第８期の推計結果を示している。５ページ目は、要介護認定を受けた人の利用者数である。この中で、令和７年度において、介護医療院の人数が増え、介護療養型医療施設がなくなるのは、令和５年度までに介護療養型医療施設は介護医療院へ移行しなければならないとなっているためである。

次に７ページ目、第２節 保険給付費の総給付費を示している。総給付費というのは、下にも書いてあるとおり、居宅サービスや施設サービスの他に、ケアマネージャーがケアプランを立てるための居宅介護支援の費用、これらを含めたサービスに関わる給付費の総額となる。

第７期、令和２年度は見込みではあるが、３年間のトータルで、大体 339 億円程度になると見込んでいる。第８期については認定者数も増えることから、トータルで 378 億円程度の金額を見込んでいる。

次に８・９ページは、介護給付費と介護予防給付費に分けて、実績と推計額を計算している。

10 ページの標準給付費については、先ほど申し上げた総給付費に加えて、施設に入っている方の食費や給付費を補助する特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費など、表に書かれているものの総額になっている。標準給付費は、第７期で 362 億円程度、第８期では 403 億円程度、地域支援事業費は第７期で 21 億円程度、第８期では 24 億円程度と見込んでいる。また、こちらの標準給付費と地域支援事業費の額が、保険料の算定の基礎となる金額となる。

いずれにしても先ほど申し上げたように、介護給付費も地域支援事業費も、今後、何度も修正していくこととなる。ご了承いただきたい。

11 ページ以降については、サービス別に、利用者数や給付費の実績と推計を表にしている。さらに利用者数については、グラフを使って推移を表している。これについて令和２年度は、コロナの関係で利用率が落ちているが、第８期の推計には考慮はしていない。また、介護給付費も地域支援事業費も、他市の情報や制度改正などを反映して推計をしていきたい。説明は以上となる。

○会長　ただ今の説明の見込み等について、ご意見等があればお願いいたしたい。いかがか。Ｄ委員、お願いする。

○Ｄ委員　この表のスタイルは、第７期、第８期の推計があり、更に先行きどうなるのかという将来推計まで数字が出ている。これから先にどういう施策を考えなければならないのか、非常に分かりやすい形になっている。

この表について、上のグラフで分かり易いようになっている。可能ならば、下の表では和暦を中心に、西暦を補助としているので、上のグラフもそれと同じように直していただ

きたい。その方がよりフィット感が上がる。

それぞれ根拠が出ているが、保険給付費のほうでも、ベースは第１節の数を元に推計しているので、誤解のないように、その辺も脚注が追加されればより良いのではないか。以上となる。

○介護給付係長　利用人数についての表は、確かに西暦と和暦になっていて分かりにくいところがある。これについては再度、市のほうで検討して、表記の仕方は検討させていただく。分かりやすいようにさせていただきたい。

もう一つ、最後にいただいた注意書きについても、分かりやすいように検討させていただきたい。以上となる。

○会長　他にいかがか。副会長、お願いする。

○副会長　先ほど係長からは、第８期に関してはコロナの影響を関せずに推計、予想していると説明している。令和２年度の実績値はコロナの影響を受けた上での、実績とはいえ予想も入っての実績だが、ぱっと見たところ、訪問系でも少し落ちていて、通所系はかなり落ちている。

今度、これをベースに第８期の介護保険料をどうするのか、かなり予想が難しいというのは正直感じている。まず、令和２年度の実績が、コロナの影響を受けて、大体数字が下がっているのかということと、今後の見立てをする上で我々が気をつけなければならないことがあれば教えていただきたい。

○介護給付係長　令和２年度の見込みは、現在の８月末までにわかっている数字で見込んだ額になっている。第８期の推計については、令和２年度を勘案して見込むと、推計が低くなる。平成 30 年、31 年度の伸び率から推計している。以上となる。

○副会長　そうであれば、７ページに戻って総給付費を見ると、令和２年度は８月までにコロナの影響が出ていて、若干去年よりも総給付費としては多いということで、実はコロナがなければもっと高かったというイメージになるのか。

加えて令和３年度以降の伸びは、コロナがないことを見越しての伸び率だが、実際には令和２年度は、第７期に予想した時よりも、コロナがなかったとしたら上だったのか下だったのか、感覚だけでいいので教えていただきたい。

○介護給付係長　コロナに関係なく令和２年度は計画時、多く見積りすぎてしまっていると、個人的には考えている。以上となる。

○副会長　今回コロナがあって、(40 歳以上の）被保険者からいただいた保険料よりも給付費が、予想よりもかなり低くなってしまい、余ってしまうのではないかと皆様は予想するのではないか。それが、第８期にどう繰り越されるとか、どういう影響を与えるのかというのはすごく難しい。もし今年度、保険料が黒字になった場合は、その部分は来年度に、第８期に持ち越すものというイメージなのか、あるいは何か積み立てるようなイメージなのか、教えていただきたい。

○介護保険課長　議会でもそういった質問をいただいている。今まで私ども、答弁してきたのは、介護保険の準備基金という貯金があるが、平成 31 年度末時点で、残高 10 億円程度ある。現在、令和２年度の途中段階なので、まだ正確な数字はお伝えできないが、副会長がおっしゃられたとおり、今年度も、剰余金が出る見込みである。恐らく５億円から 10 億円程度の剰余金が予想される。そうであれば、昨年度の年度末の 10 億に足すと、令和２年度末には、恐らく 15 億円から 20 億円程度の基金残高になると見込んでいる。

来年度、いよいよ３年に１度の保険料の改定がある。保険料の議題もあるが、昨年、事前アンケートでも、介護保険料を値上げしてもよいか、値上げよりもサービスを取るか、そういったアンケート結果の集計ができている。例えば、15 億円から 20 億の基金がある中で、基金のうち７億円を使えば、保険料を改定しないで済むという推計があればどうか。３年前、私どもは多摩 26 市の中で、立川市と八王子市ともう一市、３市は保険料改定をしなかった。それは、介護保険の準備基金を使って、その中でまかなえたからということだ。

今回も恐らく、私の感じではまかなえると予想する。剰余金の中で、保険料の改定、値上げをしないでも済むのではないかという見込みがある中で、その中でもあえて保険料は値上げしたほうがいいと考える方もいるかもしれない。ただ、私は今のところは、準備基金でまかなえるのであれば、取りあえず第８期は準備基金を利用し、値下げとまでは言えないが、据え置きで良いのではないか。委員の皆さまにも意見いただきたい。以上となる。

○副会長　詳細な説明をいただいた。据え置きがいいのか、あるいは値上げをしておいて、次に、９期、10 期に繰り越していくのは、今後の議論の中で意見させていただく。

○会長　他にいかがか。Ａ委員、お願する。

○Ａ委員　この資料とご説明、大変よく理解できた。詳細のところまで予測値が出ており、実態イメージがつかみやすく大変良い。

ここで話すと脱線するかもしれないが、この資料が根拠となり、市民感覚として利用する人は増えるのではないかと思う。しかし需要と供給のバランスで、利用できる介護事業

者数も増えていかなければ、結局、サービスは利用できないことになる。介護難民という言葉は違うだろうか。介護を受けることができない市民が今後増えることが、この資料から読み取れる。市民感覚として、それが非常に恐ろしい話である。

その部分は、次期計画の中でうたわれる予定なのか。ここではそこまでは踏み込んで出していない。だとすると、事業者に開設してもらうためにはどうするのか。誘致するとか、もしくは市の境を越えて、周辺の市のサービスが使えるように努力するとか、いろんな技がある。そういった計画の施策を打ち出すための根拠として、今日、ご報告いただいたこの数字はあるのだろうと受け止めさせていただいた。

もう一つには、市内の公共施設で介護事業をやるために、公共施設を開放している、あるいは提供している。全部を知っているわけではないが、通所介護をやっている所がある。事業者に貸している。そういったものは今、どのぐらいあるのか。

そしてそれが、始めたときは最新であった。先駆的な取り組みであった。しかし何年もたって、本当に、通所介護を市民に提供するために、公共施設を貸し出すというのが、今の時代に合っているのかどうか。もっと別のことに使ってもらうために、貴重な公共施設は提供すべきなのではないか。

いろいろなやり方はあるのかもしれない。その辺は、計画の中でうたわれる見通しであったのかを質問させていただきたい。

○介護保険課長　まず、二つ目のご質問からお答えする。立川市の公共施設ということで言えば、おっしゃるとおり、通所介護ということで、認知症のデイサービス、あと一般デイサービスというのを指定管理という形で、市内３カ所で行っている。それは、羽衣地域福祉サービスセンター、柏地域福祉サービスセンター、上砂地域福祉サービスセンターの３カ所である。

それから最初のご質問であるが、今年の４月１日現在、例えば訪問介護や訪問看護、訪問リハビリなど、そういった居宅サービスを提供している事業所数というのは、市内に１91 事業所ある。実際のところ、昨年の４月１日と比べると、昨年は 197 の事業所がサービスを提供していたところが、この１年間で 191 ということで、６事業所減っている。

そういった傾向は、ここ数年続いている。やはり委員がご心配のとおり、サービス提供事業所が増えていけば、それだけ市民にサービスを提供する力というものがパワーアップしていくが、事業所が減っていくということは、サービスの提供数では減っているという実態がある。その辺のところまでは、第８期の比較の中ではまだ触れていないところである。事業所も民間なので、市が民間のほうに介入までできない。しかし事業所の数を増やすというのは、例えば誘致するとか、そういったお話もあるが、なかなか市のほうでは限度がある。介護の事業所に介入するのは市としていかがなものかとは考えている。以上となる。

○会長　他によいか。同じことを言うが、見込みに関しては、認知症の人がどれだけ増えてくるかというところの推計もしっかりしていないと、見込み違いが生じるだろう。85 歳以上の人の比率が増えれば、飛躍的にパーセンテージは増えてくるので、ぜひ自立度 II 以上の人がどれだけ増えてくるかということも念頭に置いていただきたい。

【５ 第１号被保険者の保険料の設定について】

○会長　ではこれに連動して次に進む。報告事項、第１号被保険者の保険料の設定について、事務局から説明をお願いする。

○介護保険料係長　Ａ４冊子状の資料２、本日配布した差し替え版のほうをご覧いただきたい。事前にお配りした資料について、誤字脱字が少々ありましたので、差し替えをさせていただいた。

本日は、第１号被保険者の保険料についてということで、どういう方法で第１号被保険者の保険料が決まっていくかという仕組みをご説明させていただく。まず初めに、介護保険料給付の財源についてご説明させていただく。次に介護保険料の基準額の算定についてご説明させていただく。次にその基準額に基づき、一人一人の保険料を算出するための、所得段階別保険料の設定について、三つに分けてご説明をさせていただく。

１ページをご覧いただきたい。第１号被保険者の保険料は、中期的に安定した財源確保を可能にするという観点から、介護保険法上、おおむね３年を通じて財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされ、計画期間である３年間の給付費等の支出状況や、負担金等の収入状況等を勘案して定めることになっている。原則として、３年間を通じて同一の保険料となり、保険料は条例で定めることになっている。第１号被保険者の保険料は、給付費、標準給付費と地域支援事業費に対する第１号被保険者の負担分を推計して、保険料基準額を算定している。

まず、介護保険給付の財源について、円グラフのとおり、保険給付の財源は基本的に、50 パーセントが国、東京都、市の公費から、残りの 50 パーセントを 65 歳以上の第１号被保険者と、40 歳から 64 歳までの第２号被保険者の介護保険料でまかなわれている。公費については、国が 20 パーセント、国の調整交付金が５パーセント、東京都と市がそれぞれ 12.5 パーセントとなっている。

第７期では、第１号被保険者と第２号被保険者の負担割合は 23 パーセントと 27 パーセントとなっている。この比率は全国ベースの人数比率となっている。第８期についても、特にこの比率についての変更の情報は、今のところ無い。23 パーセントと 27 パーセントの比率を想定している。

下の円グラフについては、参考として載せている。居宅給付費と施設等給付費の負担割合を示しているが、施設等給付費にいては、東京都の負担が 17.5 パーセント、国が 20 パーセントとなっている。地域支援事業のうち、包括支援事業、任意事業については、第２

号被保険者分の保険料は投入されていない。公費の負担はやや高くなっている。このように、給付の財源の 23 パーセントが、第１号被保険者の保険料でまかなわれているという構造になっている。

次に２ページをご覧いただきたい。介護保険料の基準額の算定について説明する。基準額とは、各所得段階別で決まる、一人一人の保険料の基準となる金額である。保険者、市区町村によって、必要な給付費などの金額や、65 歳以上の方の人数がそれぞれ異なるため、基準額も保険者ごとに異なっている。

基準額は計画期間中に、３年間に必要な標準給付費と地域支援事業費の見込み額を推計して、下記の方法で算定する。先ほどの資料１のところで説明をした標準給付費というのは、介護給付費と予防給付費と、あと高額介護サービス費等を合わせた総額になっている。年額の基準額は、A の保険料収納必要額を、B の保険料の予定収入率で割り、それを C の第１号被保険者の延べ人数で割ったものとなる。

まず A の保険料の収納必要額だが、これは給付費をまかなうために必要な額ということで、標準給付費の見込み額と、地域支援事業の見込み額を足したものに、第１号被保険者の負担率 23 パーセントを掛けた額と、国の調整交付金で交付されないと思われる額と、あと財政安定化基金拠出金や償還金を足したものから、立川市が積み立ててきた基金を取り崩せる額を引いた金額となる。円グラフにある、アの調整交付金というのは、国のほうで介護保険財政の調整のために、介護給付費の５パーセントを総額として、市区町村に対して国が交付しているものである。75 歳以上の高齢者の割合や、所得別段階の分布状況など、市町村ごとの格差による介護保険財政の不均衡を是正するために交付されるものである。また、第８期ではこの他に事業の取組状況も勘案して交付されるということになっている。いずれも、５パーセントまで交付されるかどうかというところを推計して、交付額を推計した額を算出する。

次に、財政安定化基金拠出金と償還金について、こちらは東京都が介護保険財政を安定させるため、基金を置いて貸し付け事業や交付事業を行っている。そのための拠出金になるが、今のところ拠出金はゼロ円となっており、償還金も立川市は無い。

それから、介護保険準備基金というのは、剰余金について、基金として管理をしている。次期計画の歳入として繰り入れることができるお金である。このような手順で、A の保険料の収入必要額を算出していく。

次に、B の保険料の予定収入について、第１号被保険者の保険料は、年金から天引きされる特別徴収と、納付書で納める普通徴収がある。特別徴収は 100 パーセントの収納率だが、普通徴収は納付書で納めていただくということで、未納もあるため、過去の実績を踏まえて見込んでいく。第７期の予定収納率は 97.5 パーセントで設定していた。

それから C の、第１号被保険者の延べ人数は、計画期間中に保険料を納付いただく第１号被保険者の延べ人数になり、正式には補正第１号被保険者という。これは説明が難しいが、これは将来推計の延べ人数ではなく、基準額を納める方が延べ何人いるかを算定する。

次の３ページに、第７期の所得段階別の基準額に対する割合が載っている。この表で、第５段階が基準額の段階になり、割合が１となる。一番上の第１段階の人は、基準額に対する割合は、一番右端の 0.27、第２段階の方は 0.35 となる。一番下の 14 段階の方は 2.6 となる。実際の被保険者の方は、全員がこの第５段階の基準額１の割合の方ではないので、所得段階を加味した算定が必要となる。第７期の割合を元に説明をさせていただく。第１段階の人は、１人を 0.27 人と換算し、第１段階の被保険者の見込み人数に 0.27 を掛けた人数を出す。第２段階の人は、１人を 0.35 人と換算して、第２段階の被保険者の見込み人数に 0.35 を掛けた人数を出す。一番下、14 段階の人は、１人を 2.6 人と換算して、14 段階の被保険者数の見込み人数に 2.6 を掛けた人数を出す。そのように計算した、１から 14 段階の人数の合計を、補正第１号被保険者という。基準額は A の保険料収入必要額を、B の保険料予定収入率で割って、サービス費をまかなうのに必要な収入額を出す。最後に保険料段階を加味した被保険者数で割るという考えである。

３ページ、第１号被保険者の所得段階別の保険料の設定ということで、第１号被保険者の保険料は、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、所得状況によって段階別に設定されている。先ほど申し上げたように、基準額に、段階ごとに定められている割合を掛けて、一人一人の保険料額が定められる。表のとおり、国基準は所得段階９段階となっているが、保険者によって基準額に対する割合や、もう少し段階を増やす多段階化ということができることになっている。立川市では、国が示した標準段階よりさらに段階を増やして、基準額に対する割合も変更している。多段階化というのは、高額の所得者の市民の方が多い場合は、課税層に高い負担をお願いして、低所得者層の負担を軽減する場合に活用される。基準額に対する割合の変更は、ゼロに極端に近い低い割合や、めざましく高い割合にならないよう、配慮して定めていく。ご覧いただいているとおり、第７期では国の基準は所得に応じて９段階に分けられている。また、基準額に対する割合も、１段階は 0.5、一番高い９段階は 1.7 になっている。立川市の第７期の計画では、一番所得が高い９段階を、さらに段階を増やして、14 段階にしている。また、基準額に対する割合も、第１段階から４段階と、６段階と７段階、９段階については、標準よりも引き下げを行っている。10 段階以上の方の、所得が高い割合の方には、標準より引き上げを行い、負担能力に応じた負担をお願いしている。

それから、公費による低所得者の保険料負担の軽減ということで、消費税が５パーセントから８パーセント、10 パーセントに引き上げられてきた。それを財源に、50 パーセントの公費とは別枠で公費が投入されて、低所得者の方の保険料の軽減が、これまで強化されてきた。昨年 10 月に、８パーセントから 10 パーセントに引き上げられたので、立川市の令和２年度の第１段階から３段階の方の割合は、第７期計画の当初の割合から引き下げられ、第１段階は 0.42 から 0.27、第２段階は 0.6 から 0.35、第３段階は 0.66 から 0.61 と引き下げを行った。第８期については、課長のほうからも話があったが、引き続きこの 14 段階の割合で行くというのは、今後ご意見をいただきたい。

以上の枠組みの下に、第１号被保険者の保険料が算出される。給付費等の推計を見ながら、第８期の介護保険料を設定していくことになっている。今回は枠組みについてご説明をさせていただいた。以上となる。

○会長　ただ今の説明についてのご意見等があればお願いする。

枠組みの話とは少し違うが、２ページの中身は、計画書にも必ず入れるようにしたほうが良い。第７期を見ると、項目が並んでいるだけなので、できればこちらのほうが分かりやすい。これは入れたほうが良いと思う。

○介護給付係長　こちらのほうが分かりやすいということであれば、課内で話し合い、より分かりやすいような計画書を作っていきたい。

○会長　金額は入れなくてはならないが、いずれにしろ計算式はあった方が良い。先ほどの課長のお話は、現状から考えると、値上げはしないというか、現状のままのほうが適切だと思う。

○介護保険課長　次が検討会最後ということで、そこでもう一度、次期介護保険料についての考え方を、委員の皆さまからご意見いただきたい。よろしくお願いする。

○会長　よいか。次回までの間に、今の点について、ご意見があればいただきたい。

【６　事務局からの連絡等】

○会長　では、本日予定した協議、報告事項は終了となる。事務局から連絡事項等あるか。

○介護給付係長　事務局からご連絡させていただく。次回の検討会は最後になるが、11 月 25 日、水曜日となる。いつもより少し時間が遅い、午後４時から、208・209 会議室で開催させていただく。

また、次回の内容は、まだ協議をしていない計画の中の第１章、第６章、第７章を含めた全体の素案の協議をしていただく。開催通知および計画の素案については、11 月の中旬ぐらいまでには発送させていただく予定である。よろしくお願いする。事務局からは以上となる。

【７　閉会】

○会長　それではこれをもって、第４回計画策定等調査検討会を終了する。

午後４時 26 分　開会